

平成30年6月27日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第196回国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、平成30年法律第65号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、手話通訳や字幕の付与を可能にすること等を通じて、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることを目的として、従来のスタジオ録画方式（日本放送協会及び民間基幹放送事業者が候補者の政見を録音し又は録画する方式をいう。）に加えて、いわゆる政党要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれの推薦候補者又は所属候補者は、持込みビデオ方式（候補者自ら政見を録音し又は録画する方式をいう。）によることができることとされたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対して、改正法の趣旨を周知されるとともに、貴都道府県内の日本放送協会及び民間基幹放送事業者に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、「公職選挙法施行令」及び「政見放送及び経歴放送実施規程」等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する事項

- 1 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとされたこと。（新法第150条第1項関係）

- (1) 推薦団体である政党その他の政治団体で次の①又は②に該当するものの推薦候補者
 - ① 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。
 - ② 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。
 - (2) 確認団体である政党その他の政治団体で(1)の①又は②に該当するものの所属候補者
- 2 候補者のうち1の(1)又は(2)に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、1の政見の放送のための録音又は録画を無料であることができるものとされたこと。
(新法第150条第2項関係)

第2 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1項関係)
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第2項関係)